

湿原保護条約の批准を

水鳥の生息地保証は世界的義務

阿 部 学

私は昨年末西独で 39 カ国、 10 国際団体を集めて開催された国際水禽（すいきん）会議に非公式に出席した。この会議は英國の国際水禽調査局（IWRB）が西独政府と共に共催したもので、テーマは水禽類と湿原の保護であった。

いま世界の工業国共通の悩みは、工業用地のための干潟（ひがた）の埋め立て、工業用水くみ上げによる湿原の乾燥、工場排水による水質の汚濁である。いずれも水禽類に対して直接的な影響を与える問題である。

水禽類保護の立場から 1971 年にイランのラムソーで開催された国際水禽会議は、湿原の国際保護条約を決議した。この条約は水禽類の生息地として国際的に重要な湿原を各国が一カ所以上を定め、これを国際的監視下で保護の徹底をはかろうとするものである。

この決議に基づいてすでにイラン、フィンランド、英國が批准をすませ、現在までにソ連、スイス、西独など 9 カ国が調印し、イタリアその他の国々も批准の手続き中である。スウェーデンのように、会議開会中に本国からの批准完了の電報を読みあげる国もあった。いまや湿原と水禽の保護は、工業国にとっての義務とされている。

西独での会議のもう 1 つの焦点は、水禽類の狩猟法の近代化問題であった。ハクチョウ、ガン、カモの多くは春秋の渡りの時期に多国間往来するが、これらの国々において非科学的な狩猟が行われたとしたら、繁殖地で手厚い保護をしたとしても意味がなくなる。

いま西独は、多国間の渡りをする全鳥獣の保護条約を提案しているが、この条約は必然的に狩猟法の国際条約を生むであろう。スイスでは水禽類の狩猟期間を 30 日間に短縮した。わが国と渡り鳥保護条約を締結しているソ連も 60 日を主張している。ちなみにわが国は北海道 138 日、本州 107 日となっている。自国内の鳥獣といえども、独断で管理できない時勢となった。

水禽類研究の技術レポートで注目を集めたのは米国のスレードン教授とソ連のイリシェフ博士が協力してシベリア大陸でハクチョウとガンに文字と数字入りの首輪を装着し、渡りのコースを明確にしたことである。わが国でもシベリアで放鳥されたうちの 1 羽が宮城県の伊豆沼で確認された。

日本はハクチョウをはじめ、ガン・カモ・ツル類の越冬地としては世界でも有数な拠点であり、世界が湿原保護条約の批准を注視している。わが国もこれまでに米、ソ、豪との間に渡り鳥保護条約を締結したが、この成果は内外から高く評価されている。この条約によって鳥自身は保護されることになったが、彼らが越冬地や繁殖地として利用する湿原は保証されていない。これは水禽類にとって死活問題である。米国にみる三大渡り鳥コースに設けられた水禽類保護区のように、わが国も産業開発に先がけて湿原を確保する必要がある。

国際水禽会議の代表者会議は今回で 20 回目を迎えたが、この間、日本からは 1 人の公式代表も参加していない。これと対比して驚きを禁じ得なかったのは、戦火から立ち直りいとまもないバングラデシ

ュが代表を派遣していたことである。このほかタイ・トルコ・ザンビア・パキスタンなどG N P の長者番付ではついぞお目にかかったことのない国々ですら、複数の代表を派遣していた。

さきの鯨保護問題のときのように、突然世界の国々から渡り鳥の狩獵規制の決議文をつきつけられ、右往左往する羽目におちいってはならない。

会場でI W R B のマシューズ局長、スコット卿、米のスレードン教授、ソ連のマキシモフ博士、その他の国々から、タンチョウを含めた国際白鳥会議の開催を強く要請された。わが国には水禽類と湿原の保護に多大な業績を持つ日本白鳥の会があり、せめて民間レベルでも開催を、と切望しているが、その成否は別として、この種の会議は政府間レベルで開催るべき性格のものであろう。

(農林省林業試験場鳥獣第1研究室長=日本白鳥の会理事)

「本稿は1975年6月26日、朝日新聞論壇に掲載されたものを転載させていただいた。編集子」

国際水禽調査局(IWRB)設立趣意書

◦目的:

国際水禽調査局は、水禽類並びに湿原の保護と研究を推進すると共に、特に国際的に重要な湿原の保護に貢献することを目的とする。

この場合における水禽類とは、生態学的に湿原に依存する鳥類を指すものとし、湿原及び人工の水面、一時的及び恒久的な水面、淡水及び海水面を指す。海にあっては、水深6m以下を湿原と定義する。

国際水禽調査局は、上記の目的を達成するために次に掲げる活動を展開するものとする。

◦活動:

国際会議の招集、開催

技術シンポジアの開催

情報の交換

水禽と湿原の存続に関して当該政府又は共同体に対する働きかけ。

自然保護関連団体との協力

以上

I W R B の近況

国際水禽調査局の加盟国からなる代表者会議は、最低年1回は開催するものとし、特別なテーマを掲げた国際会議は3~5年に1回招集するものとする。尚、国際会議の公用語は英語・独逸語・仏蘭西語に限り、出版物は通常英語を用いる。